

# 「世界の記憶」2022-23 登録サイクルの申請募集について

## 1. 概要

2021 年 4 月に行われたユネスコ執行委員会において、2017 年以降取り組まれてきた制度改正を反映した「『世界の記憶』事業にかかる一般指針」（以下「一般指針」と言う。）が採択され、2021 年 12 月までに 2022-23 登録サイクルの募集を開始することが示された。

その後 7 月 1 日付で、ユネスコ「世界の記憶」web サイト上に、7 月 30 日にユネスコによる国際登録申請の募集開始と 11 月 30 日の募集締め切りが告知されている。

## 2. 運営等

- (1) 募集期間：2021 年 7 月 30 日～11 月 30 日
- (2) 推薦可能件数：1 国あたり 2 件まで（※複数国による共同推薦は含まれない）
- (3) 提出方法：加盟国から、電子的手段（加盟国代表部、各国ユネスコ国内委員会のみがアクセス可能な「プラットフォーム」が構築される予定）または郵送にて、提出

## 3. 登録プロセス

- (1) 登録にかかるフロー：

加盟国がユネスコ「世界の記憶」事務局に提出

- 申請書類の形式上の不備の有無の確認後、「プラットフォーム」へアップロード
- 「世界の記憶」登録小委員会\*\*における審査
- 「世界の記憶」国際諮問委員会\*における審査
- 事務局長により、ユネスコ執行委員会に議題がかけられ、最終決定

\*国際諮問委員会(International Advisory Committee, IAC)：

「世界の記憶」事業の最高機関であり、事業全体の計画や実施についてユネスコに助言を行う。ユネスコ事務局長に任命された 14 名の専門家で構成。

\*\*登録小委員会(Register Sub-Committee, RSC)：

IAC が設置し、付託事項を割り当てた小委員会で、2001 年に設置。国際登録にあたって IAC に対し登録推薦案件にかかる勧告を行う。定員の定めは特にないが、現在は 9 名で構成。

- (2) 結果：「登録」「暫定登録」「照会／再提出」「登録却下」の 4 種類で判定

## 4. 審査に関する主なポイント

### (1) 審査基準の整理

受領可能性審査（事前審査）と本審査で使用される選考基準

### (2) 異議申し立て制度の新設

- ・ 実施期間：申請書が「プラットフォーム」にアップロードされてから 60 日間（加盟国の要請により 90 日まで延長可）
- ・ 2 種類の異議申し立て
  - (i) 技術的事項による異議申し立て：  
「受領可能性審査」及び「選考基準」に関係する異議申し立て。
  - (ii) 非技術的事項による異議申し立て：  
技術的事項の範囲外の理由で行われる異議申し立て。

### (3) 登録案件のモニタリングと報告

- ・ 登録された記録遺産を管理する団体及び個人は、「世界の記憶」事務局の要請に応じて、定期的（6 年を超えない範囲）に状態にかかる報告書を提出しなければならない。
- ・ 報告書が提出されなかった場合は、IAC よりユネスコ執行委員会に対し、登録削除が提案される場合もある。
- ・ なお、登録された記録遺産の著しい劣化や完全性が損なわれていることにつき、「世界の記録」事務局が第三者から情報を受け取った場合は、RSC または保存小委員会（Preservation Sub-Committee）の専門家による調査の上で、是正措置や削除の勧告が行われる場合がある。

### (4) その他

「登録却下」の判定になると、内容を変更しなければ、最初の申請を含め 3 回まで申請可能

➡ 同じ内容で申請できるのは 3 回まで。